

指定居宅介護支援事業所
アシストプラン
重要事項説明書

合同会社ライフアシスト

指定居宅介護支援事業所
アシストプラン
重要事項説明書
(令和6年4月1日)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-6240-4255
受付日 月曜日から金曜日(12月30日～1月3日を除く)
受付時間 9時00分～18時00分まで
担当 介護支援専門員 金子千保

2. アシストプラン概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	アシストプラン
所在地	東京都墨田区横川 2-2-3 松浦ビル 101
介護保険指定番号	1370705376
サービスを提供する地域	江東区、墨田区、台東区

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	うち兼務	業務内容
管理者	主任介護支援専門員	1名		1名	(介護支援専門員と兼務)
介護支援専門員	介護支援専門員	3名	2名	1名	当事業所の介護支援専門員を専従

(3) 営業時間

平日(月～金)	9時00分～18時00分
---------	--------------

※土曜日・日曜日、12月30日～1月3日迄は休業となっております。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

○まずはお電話か来所にてお申し込み下さい。 ○ご自宅を訪問し、利用者・ご家族に面接を致します。 ○当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびそのご家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。 ○提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。 ○居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。 ○その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。
--

4. 利用料金 契約書別紙参照

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し込みくださればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
その場合は、終了1ヶ月前までに通知すると共に、他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了いたします。

●利用者が介護保険施設に入所された場合

●介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、自立(非該当)・要支援1・2と認定された場合。

*要支援1・2の利用者に関しては予防給付へ移行し、地域包括支援センターとの契約になります。地域包括支援センターから委託の上で、事業所内で担当が可能であれば、引き続き支援を継続できる場合もあります。

●居宅サービス計画を作成後、6カ月経過しても具体的な居宅サービスが実行されず、かつ実施の意向も明示されない場合。

④その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、サービスを終了させていただくことがあります。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 介護支援専門員は、利用者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、その後利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行います。
- ② 事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整いたします。
- ③ 事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健医療サービス及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ① 利用者は複数の事業所の紹介を求める事が出来、利用者の選択に基づき、適切なサービスが各事業所から総合的・効果的に提供されるよう配慮します。また、利用者が各事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由の説明を希望した場合は、十分な説明を行います。

- ② 利用者の自立生活を支援するため、課題の把握・分析・訪問等を行い、サービス計画を作成します。
- ③ 居宅サービス計画に基づき、利用者の居宅を訪問してモニタリングを行い、身体等の状況の変化に応じ、サービス計画の変更を行います。

以下の条件に当てはまる場合、オンラインでのモニタリングを実施する場合があります。

- オンラインモニタリングについて、利用者の同意が得られている。
- 主治医の所見等により、利用者の状態が安定していると確認できている。
- ご家族等のサポートがある場合も含め、利用者がテレビ電話等を介して意思表示できる。
- オンラインでは収集できない情報を、他のサービス事業者との連携で収集できる。
- 少なくとも2ヶ月に1回、利用者の居宅を訪問する。

***オンラインでのモニタリングの実施について** [同意する ・ 同意しない]

7. 虐待の防止について

- (1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ②虐待の防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- ④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

◎虐待防止担当者 介護支援専門員 今 治美

- (2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

8. サービス内容に関する苦情

①当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00

苦情窓口担当者 介護支援専門員 今 治美

苦情解決責任者 管理者 金子 千保

電話 03-6240-4255

- ②当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口で苦情を伝える事ができます。

1 墨田区福祉保健部介護保険課

墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話番号 03-5608-6544

2 国民健康保険団体連合会介護保険福祉部介護相談窓口担当

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号東京区政会館10階 電話番号 03-6238-0177

9. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況は次のとおりである。

実施の有無	有 ・ 無
実施した直近の年月日	
実施した評価期間の名称	
評価結果の開示状況	

10. 当事業者の概要

名称・法人の種別 合同会社ライフアシスト
代表者役職・氏名 管理者 金子 千保
所在地 東京都墨田区横川 2-2-3 松浦ビル 101

居宅介護支援の提供実施にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 東京都墨田区横川 2-2-3 松浦ビル 101

名称 合同会社ライフアシスト
アシストプラン

代表社員 管理者 金子 千保



説明者.....

私は契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住所.....

氏名.....

(代理人)

住所.....

氏名.....(続柄.....)